

会議結果報告書

令和3年2月17日

会議の名称	令和2年度第3回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和3年2月17日（水）15時00分～16時40分
開催場所	市役所第2庁舎3階 第4会議室
出席委員	竹前 榮二委員（会長）、大貫 結子委員（会長職務代理）、 西川 和人委員、阿部 眞治委員、武藤 貴洋委員、大友 万委員、 羽賀 佳和委員、清水 賢三委員、伊藤 武委員 <p style="text-align: right;">（計9人）</p>
欠席委員	木下 武久委員 <p style="text-align: right;">（計1人）</p>
説明員職氏名	(1)〔環境推進課〕市原主任 (2)〔子ども支援課〕清水主査、砂井主任 (3)〔健康政策課〕白岩主事 (4)〔新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室〕杉田室長 (5)〔ICT戦略室〕八木室長 (6)〔学校教育課〕高橋指導主事 <p style="text-align: right;">（計7人）</p>
議題	【諮問事項】 (1)志木市市営墓地焼骨受け取り及び納骨等業務委託 <p style="text-align: right;">〔環境推進課〕</p> (2)児童相談システム機器賃貸借 <p style="text-align: right;">〔子ども支援課〕</p> (3)志木市自己採取 HPV 検査業務委託 <p style="text-align: right;">〔健康政策課〕</p> (4)新型コロナウイルスワクチン接種予約業務 <p style="text-align: right;">〔新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室〕</p> 【報告事項】 (5)LINE を活用した電子申請システムを導入し、その結果を報告する もの <p style="text-align: right;">〔ICT戦略室〕</p> (6)GIGA スクール推進に係る個人情報の取り扱いについて <p style="text-align: right;">〔学校教育課〕</p>

結 果	(1) (2) (3) については、審議の結果承認された。 (4) (5) については、報告が承認された。 (傍聴者 0人)
事務局職員	菊池課長、仲野主幹、萩山主事補
審議内容の記録（審議経過、結論等）	
<p>1 開 会</p> <p>2 議 題</p> <p>【諮問事項】</p> <p><u>(1) 志木市市営墓地焼骨受け取り及び納骨等業務委託〔環境推進課〕</u> （個人情報保護条例第16条の規定による諮問）</p> <p><説明員></p> <p>市営墓地利用者の骨壺の納骨業務を委託するもの。現状の契約では個人情報を委託業者に渡さずに業務を行っており、市と市民、請負業者ともに大幅に手間がかかっている。今後は個人情報を委託業者へ渡すことで、委託業者と市民が直接やりとりをすることになるため、利便性の向上が見込める。また、委託業者へ渡す個人情報が記載されている紙媒体は、受け渡しから3か月以内に溶解証明を提出してもらうか、返却していただく予定となっている。</p> <p><質疑応答></p> <p>委 員）縁故者のないものの納骨などは、どうなっているのか。</p> <p>説明員）現状、志木市民を対象に行っているので、身元不明者は対象となっていない。</p> <p>委 員）個人情報の取扱いに関する特記仕様書で責任体制を構築することとなっているが、具体的には？</p> <p>説明員）ご意見を参考に具体的な責任体制の構築について検討する。会議録送付時には報告したい。</p> <p>委 員）発注の際には複数者で検討したのか。</p> <p>説明員）葬儀屋や石屋等へも見積依頼をしたが辞退となっている。</p> <p>委 員）個人情報記載の書類については、委託業者及び市で保管しているものについてもシュレッダーでの処分ではなく、溶解ということによいか。</p> <p>説明員）その通り。業者が処分した場合には溶解証明をいただく。</p> <p>委 員）年間にどれくらいの件数を想定しているのか。</p> <p>説明員）年間ではそれほどないと想定している。</p> <p>委 員）個人情報の取扱いに関する特記仕様書とはどのようなものか。</p> <p>説明員）参考として行政管理課で定めているもの。実際の業務内容に応じて一部変更を加えて</p>	

いる。

委員) 単価が下がっているようだが、どのような努力をしたのか。

説明員) 委託業者との交渉によるもの。

<結論>

責任体制の構築について契約に明記し、会議録の送付までに行政管理課へ提出する。

(2) 児童相談システム機器賃貸借〔子ども支援課〕

(個人情報保護条例第16条の規定による諮問)

<説明員>

児童福祉法を制定し、未来ある子どもを守っていくという方針のもと、市区町村では様々な相談業務が行われているが、志木市としては本システムを導入することにより、関連機関との連携がスムーズに行われ、本旨に沿った事業を行うことができる。

本件契約には児童相談システムのリースから保守契約、児童相談に関するデータの移行を含む。担当課でエクセル管理しているデータを、暗号化 USB を利用し、職員立ち合いのもとシステムへ移行する。

<質疑応答>

委員) 様々な情報を取得し、庁内で共有するようだが、財産状況等すべての事柄を毎回取得するのか。

説明員) 相談内容によってヒアリングする内容が異なるため、想定しているすべての項目を聴取するわけではない。

委員) 虐待や貧困、いじめなど、さまざまな相談があると思うが、すべての相談を対象としてシステムに登録するのか。

説明員) その通り。

委員) 特に被害者からの相談の場合には、配慮していただきたい。

説明員) 相談者に配慮した面談を心掛けていく。

委員) サーバー及びデータの保管場所はどこか

説明員) 市の庁舎内にサーバーを置き、インターネットから分離された庁内ネットワークを利用し、データを保管する。

委員) クラウドにするのであれば再検討が必要だが、市の庁舎内で管理しているのであれば問題ないのではないか。

委員) システムへのデータ移行業務の委託は初回のみということか。

説明員) その通り。システムが稼働してからのデータの入力については職員が行う。

委員) 契約期間3年間の根拠は何か。

説明員) 機器の老朽化等の問題があるため。また、今回は機器の賃貸借契約になる予定のため、3年間の保守契約等も含む。データ移行に3年間に要する事ではない。

委員) 子ども支援課以外の課については、どうするのか。

説明員) 他の所属についても、同様の取扱いをするよう求めていく。

委員) 市の職員が運用する部分についてもセキュリティ管理が求められる。庁内の運用体制を次回審議会時に報告してほしい。

説明員) 意見を参考に、児童福祉法等に基づいて要綱を作成していく。

委員) 添付資料のシステムを導入するのか。

説明員) 同様のシステムを提供している3者ほどに絞っているが、システムの概要に変更はないと考えている。あくまでも参考資料として添付したもの。

委員) 個人情報の記録の件数33件とは？

説明員) 現在およそ580件分の相談に関するデータがあり、個人情報の種類として収集する可能性があるものが33種類あるということで記載させていただいた。

委員) システムへのデータ移行時、担当職員が作業を確認するとなっているが、属人的な管理では不安である。複数の職員での確認や、特定の職員が確認するなど、セキュリティを強化してはどうか。

説明員) そのようにさせていただく。

<結論>

システムへのデータ移行時には、複数の職員での確認等をしてほしい。また、運用面での不安が残るため、次回審議会時には運用面について報告してほしい。

(3) 志木市自己採取 HPV 検査業務委託〔健康政策課〕

(個人情報保護条例第16条の規定による諮問)

<説明員>

令和3年度より新たに、未受診者対策及びがん検診受診率向上対策事業として、自己採取 HPV 検査を実施していく。子宮頸がん HPV 併用検診未受診者を対象に、検査希望者へ自己採取 HPV 検査キットを送付し、検査を受けていただき、市の検診へつなげる事業。この事業を実施するにあたり、対象者のデータを外部機関に提供し、対象者への案内通知や検査申込、検査等を外部委託により実施するもの。個人情報の取り扱いとして、対象者等のデータの受け渡しが必要になることから、行政専用のネットワークである LGWAN 回線を利用してデータの受け渡しを行うものとする。

<質疑応答>

委員) 業者が検査結果を送付するとのことだが、結果の管理は誰がするのか。

説明員) 市でデータを管理する。

委員) 受託者に未受診者の資料を送付する場合には、データベースを渡すのか。

説明員) 原則 LGWAN 回線を利用し、データの送付を考えている。

委員) 委託するのは、受診結果のみか。

説明員) 受診の案内から、検査の実施、結果の送付までの一連の業務。

<結論>

当審議会で出た意見を参考に事務を進めてほしい。

(4)新型コロナウイルスワクチン接種予約業務

[新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室]

(個人情報保護条例第16条の規定による諮問)

<説明員>

新型コロナウイルスワクチン接種予約に係る業務を委託するもの。提供する情報は生年月日と接種券番号のみ。

<質疑応答>

委員) 生年月日のみの提供ということだが、氏名等の情報の提供をしなくても個人の特定ができるのか。

説明員) 生年月日と接種券番号のみで本人の特定が可能。

委員) データの保管等はどこで行うのか。

説明員) 受診機関で問診票を書いてもらう。結果等については、1か月ごとに締めたものを、市にフィードバックしていただく。

<結論>

当審議会で出た意見を参考に事務を進めてほしい。

【報告事項】

(5)LINE を活用した電子申請システムを導入し、その結果を報告するもの

[ICT戦略室]

<説明員>

本件は、前回審議会上に諮問した案件の、進捗状況の報告となる。受付件数も順調に推移しており、中でも粗大ごみの収集・搬入に関するものが多数を占めている。LINE を活用し、写真の添付もできることから、粗大ごみの規模を把握するうえでも役立っており、業務の効率化に寄与している。パブリックコメント等も申請できるが、申請件数は少ない。また、水曜日と日曜日の利用件数が多い。

<質疑応答>

委員) 粗大ゴミの収集・搬入申請の件数が多いようなので、専用システムでも良いのでは。

説明員) 専用システムだと、専用アプリのダウンロード等の手間がかかる。申請件数の多さについては、LINE の手軽さによるものも大きいと考えている。

委員) リピーターが多いのか。

説明員) そこまでの測定は、できていない。

委員) 粗大ごみ収集・運搬の申請件数が多いようだが、キャパを超えないのか。

説明員) 担当課からは今のところ問題ないと聞いている。

委員) 申請が増えているので成功といえるが、業務負担が増えるようなら、運用方法を検討するべき。

(6)GIGA スクール推進に係る個人情報の取り扱いについて〔学校教育課〕

<説明員>

国のGIGAスクール構想に伴い、児童生徒に1人1台のタブレット端末が整備されることとなった。GIGAスクール構想は、全小・中学校における1人1台端末の整備をするとともに、これらの同時接続に耐えうる高速大容量ネットワーク環境整備を行うもの。本市では、Apple社の端末iPadに、Google社のGsuite for Educationを実装し、ネットワークストレージのGoogle drive等にデータを保存することとしている。データをクラウド上に保存することにより、課題の配布及び提出等による共有が可能となる。また、課題提出の際に、教員以外は他者の提出物を閲覧する事はできない。

<質疑応答>

委員) 端末は、学校のみで使用するのか。

説明員) 端末のWifi設定が可能であり、家庭での使用も想定している。

委員) 児童生徒が様々なアプリケーションを入れることができ、個別のアプリケーションから情報の漏洩リスクがあるのではないか。

説明員) 教育委員会の集中制御により、アプリケーションのインストールができないように設定しておく予定。

委員) LGWAN回線を利用しないため、運用していく中で情報漏洩リスクや懸念等が出てくる可能性がある。情報漏洩を避けるためには、常に情報に関するアンテナを高くすることが求められる。また、そのような場合には審議会や審査会にかけるとも検討してほしい。

説明員) 運用の中での疑問点などあれば、また相談させていただきたい。

委員) いつごろから始める予定なのか。

説明員) 2月22日には端末が市内全校に配布完了予定。本格的な運用開始は3月を予定している。

委員) 他市の動向はどうか。志木市は遅れていないのか。

説明員) すでに小6や中3等の卒業間近の一部児童生徒に配布し、早めに利用を開始している市町村もあるようだが、志木市は全小・中学校一斉に始める。他の自治体でも同じような状況だと聞いており、遅いとは思っていない。

【その他】

事務局) 2年間の任期の最後の審議会となる。ご協力いただき感謝申し上げます。引き続き次期委員の公募等も行っているので、ご検討をお願いしたい。最後に、新年度では、令和3年5月10日に委嘱状の交付を予定している。

3 閉 会